



新型コロナウイルス（COVID-19）への対応について

YMCA阿南国際海洋センター施設運営ガイドライン

(2022.04.01 vol.4)

公益財団法人 大阪YMCA

YMCA阿南国際海洋センター

はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するための、施設運営方針と利用者の行動指針です。事業再開における感染予防策とは、感染を完全に防止できるものではなく、感染するリスクを下げる取り組みです。

新型コロナウイルスの影響は今後も長期間続くとされ、私たちはこの新たな感染症と共に社会生活を行っていかねばいけません。YMCA阿南国際海洋センターは、青少年の健やかな学びと活動の場を提供する社会教育施設として、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら運営を行うために、この施設運営ガイドラインを用い、利用者の皆様の協力を得ながら感染防止対策を行います。

基準としている資料について

新型コロナウイルス感染症への対応については、国や行政、関係団体から様々な対応策やガイドライン等が示されています。本ガイドライン策定にあたっては、学校や社会教育団体の利用者が多いこと、また教育活動が主であることに鑑み、文部科学省が示す情報を用いるとともに、アメリカYMCA・アメリカキャンプ連盟がアメリカ疾病予防管理センターと共に作成したガイドラインやキャンプ等自然体験活動を行う関係団体の情報を参考にし、また専門家の助言を得ています。

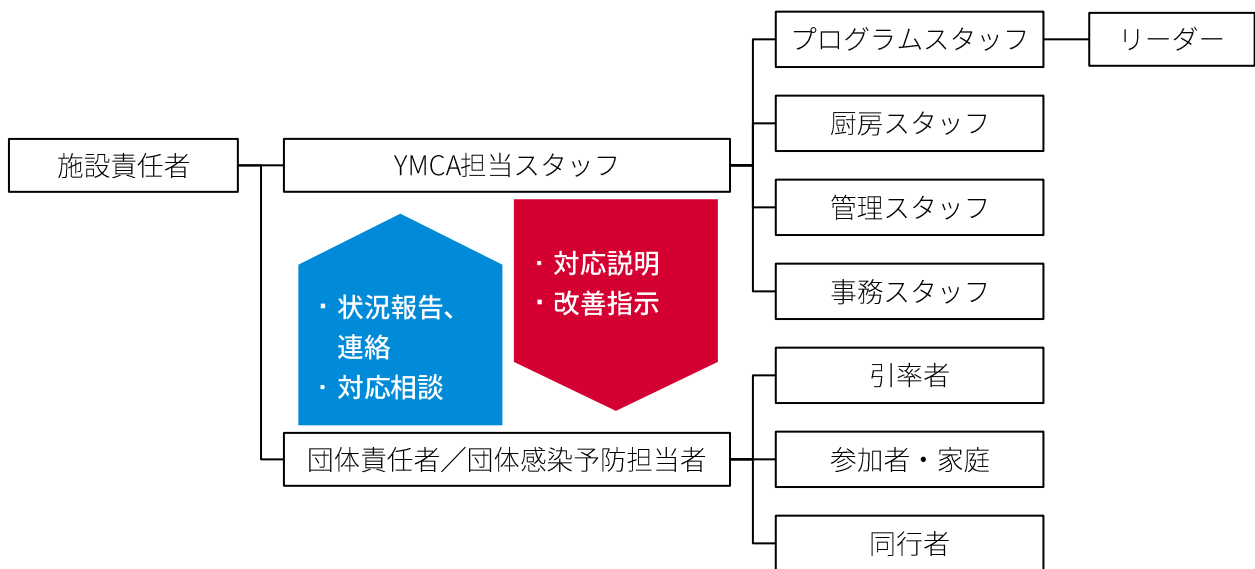
資料については巻末に提示しています。2021年3月末時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものとします。

(1) 事前準備

1. 感染症予防担当者の選任について

- 利用団体は、感染症予防担当者を選任してください。担当者は、本ガイドラインについて理解を深め、引率者・スタッフ・同行されるカメラマンや参加者などすべての方に内容を周知してください。
- 本ガイドラインに関する説明や対応については、YMCA阿南国際海洋センター担当スタッフと、団体で選任された感染症予防担当者を行います。
- 利用団体において、プログラムや生活で本ガイドラインを遵守してください。

【感染症予防のための対応・連絡経路チャート】



2. 定員について

- 感染症予防対策として、原則として同日程利用団体数を2団体までとし、宿泊定員や食堂、入浴、プログラム活動時の定員、活動スペースの定員を設定しています。
- 定員数に準拠した施設利用、プログラム実施計画の策定をしてください。

(2) 利用開始まで

1. 事前の健康観察について

- 利用団体は、各家庭と連携し、1週間前からの毎朝検温及び健康チェックを行ってください。参加日当日の朝、以下の症状がある場合は参加を控えてください。
 - 1) 発熱（37.5度以上）
 - ※ 日本感染症法の発熱の定義に基づき37.5度以上としていますが、37.5度に達しなくても平熱より高く、体調不良等を感じる場合についても該当するものとします。
 - 2) 倦怠感
 - 3) 呼吸器の症状（息苦しさ）
 - 4) のどの痛み

- 5) せき
- 6) 味覚臭覚がない
- 7) 新型コロナウイルスの症状に当てはまるもの

2. 来所前の健康観察について

- 家族・同居者等に発熱及び該当する症状がある場合は参加を控えてください。
- 家族・同居人等で感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある場合は、参加を控えてください。
- 次の基礎疾患や既往歴のある方は、プログラムへの参加を注意してください。
 - 1) 糖尿病
 - 2) 心不全
 - 3) 呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - 4) 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 施設利用開始時に、感染予防担当者からYMCAスタッフへ、参加者の健康観察状況を報告してください。

(3) 宿泊について

1. 宿泊棟について

- 各宿泊棟の定員は、空間が密になることを防ぐため従来の1/2に設定します。原則定員を超えての利用はできません。
- ベッド使用時の頭の位置が、隣の利用者と同じにならないように使用します。
- 宿泊棟内ではゆとりある空間を設けるに配慮し、フィジカルディスタンスを保ちながら荷物管理を行います。
- 各宿泊棟は、常時換気をしてください。天候等で難しい場合は、1時間に1度5分程度を目安とした換気を行ってください。また、エアコン稼働時も1時間に1度5分程度の定期的な換気を実施してください。

【各宿泊棟定員詳細】

- 4号館 A：10名 B：10名
- 5号館 A：12名 B：12名
- 7号館 A：10名 B：4名 C：3名
- 8号館 A：13名 B：13名
- 別館 2階：25名 1階：15名
- キャビン棟：6名（全棟統一）※ 家族利用の場合を除く
- ※ ファミリー棟：2名（全部屋統一）※ 家族利用の場合を除く

2. 寝具・シーツ・枕カバーについて

- 枕・マット・掛け布団は、各宿泊棟に設置しています。
- 1名につきシーツ2枚・枕カバー1枚です。必ず使用する本人が、本館内シーツ貸出棚から自身のみを取るようになしてください。
- ベッドマットにシーツを敷き、その上にもう1枚シーツを敷いて掛け布団を置きます。シーツとシーツの間に入って就寝します。
- 枕カバーを必ず使用してください。

- シーツ・枕カバーが適切に使われているか、利用団体で確認してください。
- チェックアウト前に、利用したシーツ2枚・枕カバーを所定の場所に個人で返却をしてください。

3. チェックアウトについて

- 退所日の宿泊棟利用は原則9時30分までとなります。換気、消毒作業等を速やかに進めるため、ご理解とご協力をお願いいたします。
- チェックアウト時は、部屋の窓を開けたままにしてください。
- 基本的に、チェックアウト後の荷物は、事務所下荷物置き棚スペースを使用してください。ただし、空間が密にならないよう、時間をずらす・入れ替えて利用するなどの対応をお願いします。

4. テント泊について（無人島アウトティング含む）

- テント構造上、出入口をメッシュ扉にした場合でも「3密」状態を避けることが困難ため、当面の間テント泊はご利用できません。
- 同期間、利用団体によるテント持込、テント泊もご利用禁止とします。

(4) 食事について

1. 食堂利用について

- 食堂に入る前に、必ず手洗い・消毒をしてから入室してください。
- 団体ごとに食事場所を指定しております。配膳は団体内で行ってください。
- 滞在期間中の食事場所については、同じ座席を利用してください。
- 食堂内では、食事中以外は必ずマスクを着用してください。
- 食事可能な定員を設定しています。定員にしたがって利用してください。

【食堂定員詳細】

- A食堂：75名（通常時最大定員180名）
- B食堂：60名（通常時最大定員150名）
- ※ 各テーブル定員は3名とします（片側2名・1名ずつ）。
- ※ 正面に向かい合わないよう着席してください。

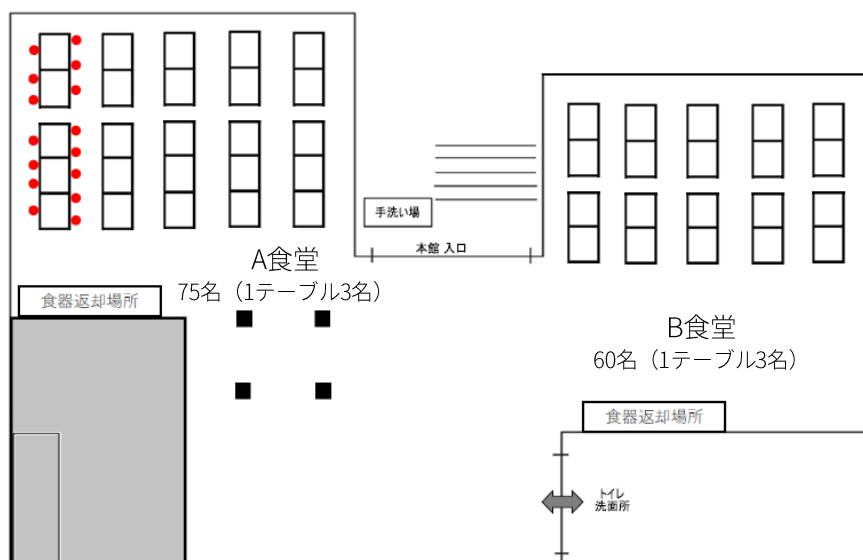
- 各食事の配膳時間を設定しています。食堂入室時間が分散するようにご指導いただき、配膳時間内に食堂へお越しください。

【配膳時間】

- 朝食：7:30～8:15
- 昼食：11:45～12:30
- 夕食：17:30～18:30

- 食前や食後の歌唱等のご遠慮ください。
- 食事中は、互いに飛沫を飛ばさないように会話は控えてください。
- 食器の返却については、返却場所が密にならないよう時間を分けて、個別に自分の食器を指定の場所へ返却してください。
- 食堂内は、以下の配置となります。配膳列からの動線、食器返却の場所をご確認ください。

【食堂内配膳列からの動線について】



2. お茶の設置・水分補給について

- 常時補給用お茶タンクは、本館内正面入口横に設置します。利用者は、各自自分の水筒に補給してください。
- 補給をする前には、必ず手洗い・消毒をしてください。
- コップや水筒の共有をしないようご指導お願いします。

3. 野外料理

- 野外炊飯場での実施を希望する利用団体については、別途相談に応じて対応いたします。
- 野々島での野外料理については、調理スペースの確保・十分な消毒の実施などが困難であると判断し、原則として実施しません。

(5) 入浴について

1. 大浴場について

- 大浴場利用時は、指定された定員で利用してください。
- 男女各最大人数を17名とします。ただし、更衣スペースはフィジカルディスタンスを保ちながら更衣を行うよう、入れ替えで利用してください。
- 浴槽はせず、シャワーのみの使用とします。シャワー口は、壁側シャワーのみ使用可（17口）とします。
- 浴室、脱衣所の扉、シャワーノズル、湯出しレバーなど多くの利用者が手を触れる箇所は、利用時間前に消毒を行います。
- 洗面器・椅子は使用中止とし、浴室内に設置しません。

2. シャワー棟について

- 男女各定員は10名です。利用者自身による更衣のタイミングをずらすなど、密にならないように注意して利用してください。

- シャワー個室、脱衣所、扉、シャワーノズル、湯出しレバーなど多くの利用者が手を触れる箇所は、利用時間前に消毒を行います。

3. 入浴時の注意事項

- 可能な範囲で大浴場・シャワー棟の窓を開けて換気するとともに、浴室換気扇や脱衣所の扇風機を運転して換気します。
- 利用団場で、入浴前に健康観察を行ってください。健康状態を把握し、体調が優れない利用者の入浴は見合わせてください。
- 脱衣所、浴室利用中は、不必要な会話や発声をしないように利用者に指導してください。
- 利用者が使用するタオルなどの取り違えや貸し借りをしないよう、指導してください。
- 引率者が脱衣場・浴室にて子ども等の入浴時に支援を行う場合は、原則としてマスクを着用してください。ただし、熱中症他自らの身体へのリスクがあると判断する場合など、適宜対応をしてください。
- プログラム時にお風呂セットを置く場所について、基本は事務所下荷物置き棚スペースとします。ただし、空間が密にならない・荷物が重ならないよう、時間をずらす・入れ替えて利用するなどの対応をお願いします。また、別場所を使用する場合は、YMCAスタッフから別途指示します。

(6) プログラムについて

1. プログラム実施の前提として

- YMCA阿南国際海洋センタースタッフが実施するプログラム、利用団体が実施するプログラムいずれにおいても、感染症予防対策の観点から、3つの条件（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないように努めます。
- 運動不足となっている利用者もいると考えられるため、プログラム開始時には準備運動を十分に行い、身体に過度な負担のかかる活動を避けます。また、利用団体においても同様をお願いします。

2. 海洋プログラム艇管理について

- カヤック、カヌー（カナディアン・ジャンボ）、ダックリン、SUP等プログラム艇の船体については、使用後流水にて洗浄します。
- カヤック、カヌー（カナディアン・ジャンボ）、SUPのパドルは、使用後は流水にて洗浄します。
- ダックリンの艀装品は、使用後に流水にて洗浄します。
- 使用予定艇の艀装品・備品について、定期的にアルコール消毒を行います。

3. 海洋プログラム艇使用方法

- カナディアンカヌーの定員について
クルーが同じ方向を向く艇に関しては、通常通り（2～最大6名）とします。
- ジャンボカヌーの定員について
向かい合う船頭の副船長席は使用せず、最大定員12名とします。
- ダックリンの定員について
クルーが同じ方向を向く艇に関しては、通常通り（1～2名）とします。

- カッター・Y-18・シカーラについて
密になりすぎない空間を保つよう配慮し、それぞれ対応します。
- 上記定員について、利用者の体格・総重量や当日の天候・波風の状況の中で、安全を考慮したうえで、適切な状態となるようYMCAスタッフが判断します。
- 複数人で準備・運搬が必要な艇については、フィジカルディスタンスを意識した距離感で、必要十分な人数で対応します。

4. ライフジャケットについて

- 全ての利用者のライフジャケットは、YMCAから貸し出します。
- 毎朝アルコール消毒します。
- 滞在期間中に使用するライフジャケットは、同じものを利用してください。それぞれラックの記載ナンバーを覚えていただき、利用後に同じ場所に戻してください。なお、サイズ等の都合で交換を希望される場合は、YMCAスタッフにお申し出ください。
- 使用後のライフジャケットは、利用者自身が流水にて塩だしを行い、上記指定のラックに戻してください。
- 特に塩だしの際に密の状態にならないよう、指導者が配慮して対応します。

5. シュノーケル・箱メガネについて

- 個人持参のみの使用とし、YMCAからは貸出いたしません。
- 私物の貸し借りを控えるようにご指導ください。

6. 海洋プログラム対応

- 互いに互いの命を守ることを意識するYMCA安全教育の視点から、海洋プログラム実施時は、バディチェックを実施します。
- バディチェックは、直接的な身体的接触を控えるため、手をつなぐず、手を近づけ同時に手上げる、指導者の掛け声に合わせて、同時に手を降ろす形とします。また、その際掛け声は指導者のみとし、参加者による声出しは控えます。
- プログラム開始時・終了時は、密にならないよう十分なスペースを確保した上でグラウンドに集合します。
- 地震避難訓練は、事前に団体引率者と確認の上、防災教育・安全教育の視点から継続的に実施します。
- プログラム時間中の水分補給については、個人で水筒を持参してください。プログラム中は、監視艇にて運搬します。
- 無人島1日トリッププログラム（昼食を無人島で取るスケジュール）は、原則として実施しません。
- 無人島に設置しているトイレ（汲みだし式）については、十分な換気・トイレ後の手洗いと消毒の視点から、当面の間使用禁止とします。

7. 陸上プログラム

- 環境教育プログラム
 - ・ 活動の中で実施するグループディスカッションは、十分なフィジカルディスタンスを確保し、屋外で行います。
- グループチャレンジプログラム
 - ・ レクチャーホール、別館での実施は、常に換気をします。
 - ・ 屋外での実施が可能であれば、グラウンドや芝生広場で実施します。

- ・ 当面の間、身体的接触を控えたプログラム内容で実施します。
- アート&クラフト
 - ・ 屋内（食堂やレクチャーホール）で実施する場合は、換気と十分なフィジカルディスタンスを確保します。
 - ・ 備品（ペン・筆）などの共有するものは、使用前・使用後に消毒します。
- キャンプファイヤー
 - ・ 屋外・屋内いずれの実施においても、ゆとりを取った座る配置をとります。
 - ・ YMCA指導の場合は、大声での歌唱や身体の接触を控えたプログラム構成とします。
- ナイトハイク・ウミボタル観察
 - ・ 安全に十分配慮しながら、距離感を保つ中で実施します。
 - ・ 必要となる備品は、事前にアルコール消毒を行い使用します。

8. 集いの実施について

- 入所式・退所式
 - ・ 入所式・退所式については、実施有無を含めて事前に利用団体との相談で対応いたします。
 - ・ 団体引率者との確認の上、マスク着用での実施とします。
 - ・ 基本的にはグラウンドで実施します。雨天時は、レクチャーホールの換気環境を確保した上で、団体引率者と確認の上実施とします。
 - ・ バス乗降場所からキャンプ場内への移動は、互いに十分に距離を取り歩くようにご指導ください。
 - ・ 個人の荷物は、YMCAスタッフが消毒をしたうえで、バス乗降場所からYMCA公用車に載せ替えて運搬します。
- 朝の集い
 - ・ 当面の間、海洋センターによる朝の集いは実施いたしません。ただし、団体として実施をご希望される場合は、対応いたします。
- ビーチクリーン活動
 - ・ 団体のご要望に応じて実施します。実施の場合は、フィジカルディスタンスを確保した中で行います。

(7) 施設内での感染予防対策

1. 入所時・滞在期間中の健康観察について

- 施設到着時には、利用団体で利用者全員の健康観察を行い、YMCAスタッフへ報告してください。体調不良者がいる場合は、必ず検温してください。
- 施設に滞在中は、活動などに応じてこまめに健康観察を行い、体調不良や発熱の早期発見に努めてください。
- 就寝前・起床後の健康観察は利用団体の責任の元で必ず行ってください。

2. 体調不良者対応について

- 該当者のキャンプ続行が不能となった場合は、利用団体もしくは保護者による迎えにより対応していただきますようお願いいたします。
- 体調不良者や発熱者が出た場合は、YMCAスタッフへ速やかに報告してください。

- 体調不良者で発熱のない方は、利用団体にて経過観察を行ってください。改善が見られない・悪化する場合は、利用団体責任者の判断のもと、該当者の保護者と連絡・協議を行い、速やかに病院へ向かうか帰宅できるように対応してください。
- 体調不良者で発熱・風邪の初期症状・強い倦怠感などの症状がみられた方については、感染リスクを想定して対応します。
 - 1) 体調不良者・発熱者が出た場合、YMCAが定めた別室での隔離を行い、経過観察を行ってください。
 - 2) 改善が見られる場合は、経過観察を継続します。
 - 3) 利用団体責任者の判断のもと、該当者の保護者と連絡・協議を行い、速やかに病院へ向かうか帰宅できるように対応してください。

【発症者の処置については、以下の関係機関と連携の上対応します。】

■ 阿南保健所 受診相談センター 0884-28-9874

- ご予約いただいている宿泊棟を使用された他団体において新型コロナウイルス感染症の疑いのある方が出た場合、施設利用をお断りする場合がございますので、何卒ご理解とご協力お願いいたします。

3. マスクの着用について

- 施設内では、通常マスクを着用してください。
- マスク着用により、くしゃみや咳をした時の飛沫の距離を短くし、他の人への感染を防ぎます。また無意識に自分で鼻や口等を触ることを防ぐことで、自分自身での感染を防ぐために着用します。
- 海洋・陸上の屋外プログラムでのマスク着用は必要ありません。運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されています。運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮します。
- 屋外活動において、利用者がマスク着用を希望する場合は着用してください。ただし、使用するマスクはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するようにしてください。また、濡れた場合には呼吸がしにくくなる可能性があるため、その場合にはマスクを外すように指導してください。
- バス乗降場所とキャンプ場内との移動は、軽度な運動を伴うため、熱中症予防も含めて、マスクの着用については必要ありません。互いに十分な距離を保って移動してください。
- 引率者・見学者が監視艇に乗船する場合は、マスクを着用してください。ただし、気温が高い日などに屋外で活動を見学する場合は、マスクを着用した見学者が熱中症にならないよう配慮し、適宜日陰で見学させ、必要に応じてマスクを外し、他の利用者との距離を十分確保するようにしてください。
- 引率者は、原則として屋外活動中もマスクを着用してください。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、利用者への指導のために自らが運動をおこなう場合などは、マスクを外しても構いません。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、利用者との距離を2m以上確保してください。

4. 手指衛生について

- 手洗いを徹底します。
 - 1) 食事の前。
 - 2) 宿舎の出入り時。
 - 3) ケガや体調を崩した等の救護等を実施した時。
 - 4) 多くの人が触れる場所（手すり・ドアノブ・カウンターなど）に触れた後。

- 5) トイレを利用した後。
- 6) プログラム実施前後その都度。
- 7) 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時。

※ 厚生労働省コロナウイルス感染症についてのHP内において、手洗いを流水によるすすぎ15秒、石鹸等でもみ洗い10秒、その後流水で15秒すすぐことによる効果が示されている。手洗い無しでは約100万個の菌が残るが、手洗いを行うことで1/100万に減少すると示されている。

(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500 (2006)

- ※ 手を洗う石鹸等については、手が荒れないものを使用する。皮膚が荒れる、傷ができることにより粘膜からの感染リスクが高まる。
- 流水で手洗いができない場合には、アルコール手指消毒薬を使用できるように、本館に準備します。
 - プログラムでの備品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導します。

5. 消毒について

- 共有スペース（大浴場・シャワー棟・トイレ・洗面所・脱水機等）など特に多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、アルコール消毒液を使用して1日1回以上の清掃を行います。
- 宿泊棟は、チェックイン前に消毒、拭き上げを行います。また2泊以上ご利用の場合も、手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、日中プログラム時間中にアルコール消毒液を行います。その際は、YMCAスタッフが各部屋に入る場合がありますので、あらかじめご容赦ください。

6. 換気について

- 本館内（食堂・厨房・レクチャーホール）は、天候上可能な限り常時換気を行います。またエアコン稼働時は、1時間に1度5分程度の換気の換気を実施します。
- 共有スペース（大浴場・シャワー棟・トイレ・洗面所等）は、基本的に常時換気を行います。
- 各宿泊棟は、使用前に十分な換気を行います。使用時も、常時換気を基本としますが、天候等で難しい場合は1時間に1度程度の換気を行ってください。また、エアコン稼働時も1時間に1度程度の定期的な換気を実施してください。
- 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に取り組みます。

7. 飛沫感染防止について

- トイレを流す際は、ふたを閉めて流すように指導してください。同様の掲示を設置し、呼びかけるようにします。

8. 傷病者の緊急対応について

- 傷病者緊急対応は、YMCAスタッフの応急手当と助言、利用団体引率責任者による判断、保護者への迎え要請、利用団体の車による病院への搬送、救急車の要請で対応します。
- 応急手当は、ビニール手袋を必ず着用します。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への一次救命処置は、医療専門家によって示された指針にそって対応します（巻末に資料）。

(8) YMCAスタッフについて

1. 全スタッフ共通
 - YMCAスタッフは、利用者と同様、手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組み、基本的にマスクを着用します。
 - YMCAスタッフは、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を組織的に行います。
 - 指導時は原則としてマスクを着用します。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、活動環境や天候などを踏まえ、適宜判断します。
2. 施設清掃管理について
 - 担当スタッフは、宿泊棟や共同スペースの清掃時はビニール手袋を着用します。
 - トイレ等に設置しているゴミ箱の回収時は、ビニール袋に入れて密閉し、処分をします。また、作業後にマスク・ビニール手袋を脱いだ際は、必ず石鹸と流水で手洗いをします。
3. 厨房業務について
 - 厨房担当スタッフ服装
 - ・ 調理時、食事配膳時、納品された食材の各保存庫運搬時は、マスク・ビニール手袋・ビニールキャップ・ビニール前掛けを着用します。
 - ・ ビニール前掛けは、使用前後にアルコール消毒を行い使用します。
 - ・ 調理場への出入り口にて厨房内専用の履物に履き替えます。使用前後にアルコール消毒を行います。
 - 厨房担当スタッフが食堂内へ出るときは、マスク・ビニール手袋・ビニールキャップを着用します。調理場へ戻った際は、必ず手指をアルコール消毒します。
 - 厨房担当スタッフは専用トイレを使用します。トイレ後は、必ずビニール手袋を交換します。
 - YMCAスタッフ食事については、利用者同様厨房担当スタッフが配膳します。
 - 厨房担当スタッフ以外の厨房への立ち入りは、禁止します。
4. 事務対応について
 - 事務対応スタッフは、基本的にマスクを着用します。
 - 事務所での利用者がよく触れる扉、カウンターの消毒、拭き上げを行います。
 - 金銭の受け渡しについては、トレイを使用します。
 - 事務所受付が混み合う場合は、事務所外で待機していただく場合があります。
 - 基本的に事務用品（ペンなど）の貸し出しは行いません。やむを得ない場合は、使用の度に消毒します。
 - ボールやラケットなどの遊具、ドライヤーに関しては、貸し出しを行いません。

(9) 利用後

- 利用団体で、解散前に健康観察を行ってください。体調不良や発熱、発熱の疑いのある方がいた場合は、保護者などへ連絡するとともに、経過について状況を把握してください。またすみやかにYMCA阿南国際海洋センターまでご連絡をお願いします。
- 利用後14日以内に新型コロナウイルスの感染の疑いや感染が判明した場合は、YMCAまでご報告ください。また、保健所や行政の指示に従って対応してください。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）

1. 基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル（ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気）を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。

※ 子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針2015（市民用）」における「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

- 「2）反応を確認する」、「4）呼吸を観察する」
確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。
- 「5）胸骨圧迫を行う」
エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。
- 「6）胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ」
成人に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する（「救急蘇生法の指針2015（市民用）」P28～29参照）。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。
- 心肺蘇生の実施の後
救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましい。

※ 上記手順に記載のない点は、従来どおりの一次救命処置を実施する。

「救急蘇生法の指針2015（市民用）」のP18～「V 一次救命処置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

※ 本指針は、新型コロナウイルス感染症に関する新たに知見や感染の広がり状況などによって変更する場合がある。

作成：一般財団法人日本救急医療財団
心肺蘇生法委員会

基準としている資料

- ◆ ウェルネス事業再開に向けた新型コロナウイルス（COVID-19）への対応についてガイドライン
全国YMCAウェルネス事業担当者会 2020年5月16日
- ◆ 感染症対策に応じたYMCA複合施設開館ガイドライン
中国YMCA連盟・韓国YMCA連盟／編集・加筆 日本YMCA同盟 2020年5月14日
- ◆ CDCガイダンスを実践するキャンプのためのフィールドガイド
The American Camp Association / YMCAs of the United States
Environmental Health & Engineering, Inc. 18/05/2020
- ◆ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
文部科学省 2020.5.22 Ver.1
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について
文部科学省初等中等局初等中等教育企画課 2020年5月21日事務連絡
- ◆ 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン
国立青少年教育振興機構 令和2年5月18日
- ◆ 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について
スポーツ庁政策課学校体育室 2020年5月22日事務連絡
- ◆ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟
2020年5月14日
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）
一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会